

(仮訳)

日本国食品安全委員会とフランス食品環境労働衛生安全庁との間の協力覚書

日本国食品安全委員会（**FSCJ**）及びフランス食品環境労働衛生安全庁（**ANSES**）は、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有についての科学的な協力を促進することが必要であると考え、以下のとおり協力することを決定した。

1. 目的と性質

- (1) 本覚書の目的は、**FSCJ** に関しては食品安全基本法第 17 条、**ANSES** に関しては公衆衛生のためのフランス法第 L 条 1313-1 に規定される範囲における、各々の機関の任務の範囲に従って、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有の分野での **FSCJ** と **ANSES** との間の科学的な協力及び対話を確認することにある。
- (2) 本覚書は、いかなる法的義務を含むものではない。

2. 項目

FSCJ 及び **ANSES** は、関係法令に従って、以下の項目について相互支援及び協力を行う。

- (1) パラグラフ 1. で述べられた範囲における技術的なデータの収集、分析及び共有並びに人材交流
- (2) データ収集の方法論の分野における見解及び専門的知識の共有

3. 様式

FSCJ 及び **ANSES** は、それぞれ連絡部局を指定し、これを相手側に通知する。協力の進展を総括するため、定期的に評価会合を開催する。

4. 秘密管理のための体制

- (1) 各機関は、それぞれの権限の範囲内にある、製品または物質に関する非公開情報を相手側に開示することができる。ただし、開示することにより、特定の者及び／又は法人に損害又は不当な利益をもたらすおそれがある場合は、事前に関係のある者及び／又は法人の書面による同意を得るものとする。

(2) **ANSES** は、**FSCJ** から共有された非公開情報を、本覚書附属 I の内容に従い取り扱うことを確保する。

(3) 相互的に、**FSCJ** は、**ANSES** から共有された非公開情報を、本覚書附属 II の内容に従い取り扱うことを確保する。

5. 協力の期間

本覚書に記載されている協力は、**FSCJ** 及び **ANSES** の代表者が本覚書に署名した日に開始し、その後 5 年間継続する。同期間の満了に際しては、いずれか一方の機関が他方に対し、期間満了の 6 か月前までに協力終了の意図を書面で通知しない限り、5 年間延長される。

6. 終了

上記パラグラフ 5. の規定にもかかわらず、協力関係を継続できない特別の事情が発生した場合には、協力終了の意図を書面で相手側に通知することにより本覚書による協力は終了する。

両機関の代表者は本覚書に署名した。

東京にて

2015年10月5日

東京にて

2015年10月5日

.....
日本国食品安全委員会 委員長 佐藤 洋	フランス食品環境労働衛生安全庁 長官 マーク・モルテュリユー

附属 I

フランス食品環境労働衛生安全庁による 日本国食品安全委員会から共有された非公開情報の秘密保持

フランス食品環境労働衛生安全庁 (ANSES) は、日本国食品安全委員会 (FSCJ) から受け取った情報には、日本の法令により公開を免除された、営利上の秘密情報、取引上の秘密情報、個人の秘密情報、法令の執行に関する情報又は内部の未決定情報などの非公開情報が含まれる可能性があることを認識する。ANSES は、この非公開情報が秘密保持を前提に共有されていること及び FSCJ にとって ANSES が秘密保持を維持することが重要であると考えていることを認識する。ANSES がこの情報を公開することは、FSCJ と ANSES との間の、今後の科学的及び行政的な交流を大きく脅かし得るものである。ANSES は、非公開情報が共有される際には、当該情報が非公開として管理される旨を FSCJ に通知するものとする。

したがって、ANSES は以下に掲げる事項を保証する。

1. ANSES は、FSCJ から秘密情報として ANSES に提供される非公開情報を情報公開から保護するための権限を有すること。
2. ANSES は、情報の所有者若しくは個人情報の対象となっている個人の書面による承認又は既に非公開の取扱いを受けていない旨の FSCJ の書面による通知なくして、FSCJ が提供する非公開情報を公開しないこと。
3. ANSES は、FSCJ から ANSES に提供された非公開情報を ANSES から取得するために司法又は立法権から何らかの働きかけがあった場合には、これを速やかに FSCJ に通知すること。仮に、そのような司法又は立法権により、FSCJ が提供する非公開情報の開示が命ぜられた場合、ANSES は当該情報が公にされない方法で共有されることを確保するために全ての適切な措置を講ずること。
4. ANSES は、本文書における約束を履行する ANSES の権能に影響を与え得るフランスの法令、関連政策又は手続に変更があった場合は、これを速やかに FSCJ に通知すること。

附属 II

日本国食品安全委員会による フランス食品環境労働衛生安全庁から共有された非公開情報の秘密保持

日本国食品安全委員会 (FSCJ) は、フランス食品環境労働衛生安全庁 (ANSES) から受け取った情報には、フランスの法令により公開を免除された、営利上の秘密情報、取引上の秘密情報、個人の秘密情報、法令の執行に関する情報又は内部の未決定情報などの非公開情報が含まれる可能性があることを認識する。FSCJ は、この非公開情報が秘密保持を前提に共有されていること及び ANSES にとって FSCJ が秘密保持を維持することが重要であると考えていることを認識する。FSCJ がこの情報を公開することは、ANSES と FSCJ との間の、今後の科学的及び行政的な交流を大きく脅かし得るものである。FSCJ は、非公開情報が共有される際には、当該情報が非公開として管理される旨を ANSES に通知するものとする。

したがって、FSCJ は以下に掲げる事項を保証する。

1. FSCJ は、ANSES から秘密情報として FSCJ に提供される非公開情報を情報公開から保護するための権限を有すること。
2. FSCJ は、情報の所有者若しくは個人情報の対象となっている個人の書面による承認又は既に非公開の取扱いを受けていない旨の ANSES の書面による通知なくして、ANSES が提供する非公開情報を公開しないこと。
3. FSCJ は、ANSES から FSCJ に提供された非公開情報を FSCJ から取得するために司法又は立法権から何らかの働きかけがあった場合には、これを速やかに ANSES に通知すること。仮に、そのような司法又は立法権により、ANSES が提供する非公開情報の開示が命ぜられた場合、FSCJ は当該情報が公にされない方法で共有されることを確保するために全ての適切な措置を講ずること。
4. FSCJ は、本文書における約束を履行する FSCJ の権能に影響を与え得る日本の法令、関連政策又は手続に変更があった場合は、これを速やかに ANSES に通知すること。

(仮訳)

フランス食品環境労働衛生安全庁と日本国食品安全委員会との間の協力覚書

フランス食品環境労働衛生安全庁 (**ANSES**) 及び日本国食品安全委員会 (**FSCJ**) は、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有についての科学的な協力を促進することが必要であると考え、以下のとおり協力することを決定した。

1. 目的と性質

- (1) 本覚書の目的は、**ANSES** に関しては公衆衛生のためのフランス法第 L 条 1313-1、**FSCJ** に関しては食品安全基本法第 17 条に規定される範囲における、各々の機関の任務の範囲に従って、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有の分野での **ANSES** と **FSCJ** との間の科学的な協力及び対話を確認することにある。
- (2) 本覚書は、いかなる法的義務を含むものではない。

2. 項目

ANSES 及び **FSCJ** は、関係法令に従って、以下の項目について相互支援及び協力を行う。

- (1) パラグラフ 1. で述べられた範囲における技術的なデータの収集、分析及び共有並びに人材交流
- (2) データ収集の方法論の分野における見解及び専門的知識の共有

3. 様式

ANSES 及び **FSCJ** はそれぞれ連絡部局を指定し、これを相手側に通知する。協力の進展を総括するため、定期的に評価会合を開催する。

4. 秘密管理のための体制

- (1) 各機関は、それぞれの権限の範囲内にある、製品または物質に関する非公開情報を相手側に開示することができる。ただし、開示することにより、特定の者及び／又は法人に損害又は不当な利益をもたらすおそれがある場合は、事前に関係のある者及び／又は法人の書面による同意を得るものとする。

(2) **FSCJ** は、**ANSES** から共有された非公開情報を、本覚書附属 I の内容に従い取り扱うことを確保する。

(3) 相互的に、**ANSES** は、**FSCJ** から共有された非公開情報を、本覚書附属 II の内容に従い取り扱うことを確保する。

5. 協力期間

本覚書に記載されている協力は、**ANSES** 及び **FSCJ** の代表者が本覚書に署名した日に開始し、その後 5 年間継続する。同期間の満了に際しては、いずれか一方の機関が他方に対し、期間満了の 6 か月前までに協力終了の意図を書面で通知しない限り、5 年間延長される。

6. 終了

上記パラグラフ 5. の規定にもかかわらず、協力関係を継続できない特別の事情が発生した場合には、協力終了の意図を書面で相手側に通知することにより本覚書による協力は終了する。

両機関の代表者は本覚書に署名した。

東京にて

2015年10月5日

東京にて

2015年10月5日

..... フランス食品環境労働衛生安全庁 長官 マーク・モルテュリユー 日本国食品安全委員会 委員長 佐藤 洋
---	------------------------------------

附属 I

日本国食品安全委員会による フランス食品環境労働衛生安全庁から共有された非公開情報の秘密保持

日本国食品安全委員会（FSCJ）は、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）から受け取った情報には、フランスの法令により公開を免除された、営利上の秘密情報、取引上の秘密情報、個人の秘密情報、法令の執行に関する情報又は内部の未決定情報などの非公開情報が含まれる可能性があることを認識する。FSCJ は、この非公開情報が秘密保持を前提に共有されていること及び ANSES にとって FSCJ が秘密保持を維持することが重要であると考えていることを認識する。FSCJ がこの情報を公開することは、ANSES と FSCJ との間の、今後の科学的及び行政的な交流を大きく脅かし得るものである。FSCJ は、非公開情報が共有される際には、当該情報が非公開として管理される旨を ANSES に通知するものとする。

したがって、FSCJ は以下に掲げる事項を保証する。

1. FSCJ は、ANSES から秘密情報として FSCJ に提供される非公開情報を情報公開から保護するための権限を有すること。
2. FSCJ は、情報の所有者若しくは個人情報の対象となっている個人の書面による承認又は既に非公開の取扱いを受けていない旨の ANSES の書面による通知なくして、ANSES が提供する非公開情報を公開しないこと。
3. FSCJ は、ANSES から FSCJ に提供された非公開情報を FSCJ から取得するために司法又は立法権から何らかの働きかけがあった場合には、これを速やかに ANSES に通知すること。仮に、そのような司法又は立法権により、ANSES が提供する非公開情報の開示が命ぜられた場合、FSCJ は当該情報が公にされない方法で共有されることを確保するために全ての適切な措置を講ずること。
4. FSCJ は、本文書における約束を履行する FSCJ の権能に影響を与え得る日本の法令、関連政策又は手続に変更があった場合は、これを速やかに ANSES に通知すること。

附属 II

フランス食品環境労働衛生安全庁による 日本国食品安全委員会から共有された非公開情報の秘密保持

フランス食品環境労働衛生安全庁 (ANSES) は、日本国食品安全委員会 (FSCJ) から受け取った情報には、日本の法令により公開を免除された、営利上の秘密情報、取引上の秘密情報、個人の秘密情報、法令の執行に関する情報又は内部の未決定情報などの非公開情報が含まれる可能性があることを認識する。ANSES は、この非公開情報が秘密保持を前提に共有されていること及び FSCJ にとって ANSES が秘密保持を維持することが重要であると考えていることを認識する。ANSES がこの情報を公開することは、FSCJ と ANSES との間の、今後の科学的及び行政的な交流を大きく脅かし得るものである。ANSES は、非公開情報が共有される際には、当該情報が非公開として管理される旨を FSCJ に通知するものとする。

したがって、ANSES は以下に掲げる事項を保証する。

1. ANSES は、FSCJ から秘密情報として ANSES に提供される非公開情報を情報公開から保護するための権限を有すること。
2. ANSES は、情報の所有者若しくは個人情報の対象となっている個人の書面による承認又は既に非公開の取扱いを受けていない旨の FSCJ の書面による通知なくして、FSCJ が提供する非公開情報を公開しないこと。
3. ANSES は、FSCJ から ANSES に提供された非公開情報を ANSES から取得するために司法及び立法権から何らかの働きかけがあった場合には、これを速やかに FSCJ に通知すること。仮に、そのような司法又は立法権により、FSCJ が提供する非公開情報の開示が命ぜられた場合、ANSES は当該情報が公にされない方法で共有されることを確保するために全ての適当な措置を講ずること。
4. ANSES は、本文書における約束を履行する ANSES の権能に影響を与え得るフランスの法令、関連政策又は手続に変更があった場合は、これを速やかに FSCJ に通知すること。